

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

「高齢になっても、できるだけ住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」

「最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りたい」

これらは、多くの人々に共通する願いであり、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様なかたちで社会とつながり参画する地域共生社会の実現には、包括的な支援体制の整備や具体的な取組みが重要です。

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、たとえ介護を必要とする状態になっても、保健、医療、福祉サービスが総合的・一体的に提供され、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、社会全体で支えていく仕組みとして平成 12 年に施行されました。

平成 12 年当時、約 900 万人だった 75 歳以上の高齢者は、令和 2 年 1 月 1 日現在では、約 1,822 万人にのぼり、制度開始後約 20 年で実に約 2 倍もの増加となっています。

また、いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には 2,179 万人になると推計されており、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を展望すると、高齢者の人口はピークを迎える一方、現役世代（担い手）の減少も顕著に表れることが予想され、「限られた人手で医療・福祉を支える体制を実現」することが必要とされます。

本市は、道内でも人口が増加しており、平均年齢が若く、要介護認定率も低いまちですが、高齢化の波は確実に押し寄せており、今後も医療や介護の支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。

このような状況から、人口や要介護者の推計等から導かれる介護サービス需要の見込みを踏まえ、令和 7（2025）年及び令和 22（2040）年を見据えた中長期的な計画を推進していく必要があります。

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を一層進めていくとともに、地域の医療・介護資源を有効に活用していき、在宅医療・介護の連携、認知症施策、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた施策の充実など、取り組むべき方策を明らかにするため、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間を計画期間とする『第 8 期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第 8 期事業計画」という。）』を策定します。

2 計画の性格・法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、老人福祉事業の方策、供給体制の確保に必要な事項に関する計画として策定します。

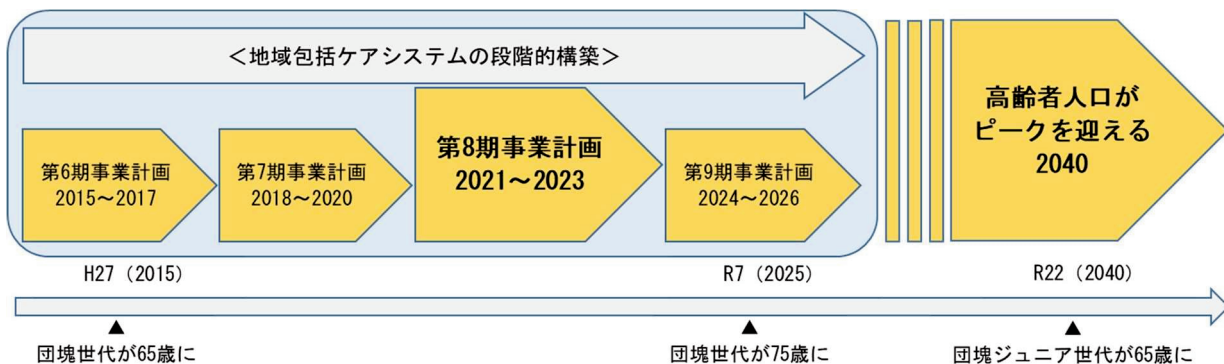
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、介護給付等のサービスや地域支援事業に関して、その対象サービスの種類ごとの量の見込みや各種方策、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項に関する計画として策定します。

また、この2つの計画を一体的に策定し、計画の基本理念の実現を目指した総合的な取組みを推進します。

3 計画期間

第8期事業計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

【計画期間フロー】



4 計画策定体制

1 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会

第8期事業計画の策定にあたっては、保健・福祉・医療の関係者、介護サービス事業所や介護支援専門員、被保険者（公募の市民）、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等で構成される「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」（以下、「専門部会」という。）において、必要な審議を行います。

2 利用者及び市民等の意見反映

第8期事業計画の策定にあたり、要支援1・2の認定を受けている高齢者、または一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、要介護1～5の認定を受けている高齢者本人と家族等の介護者を対象とした「在宅介護実態調査」を行いました。

また、市内の介護サービス事業所等を有する事業者や職員に対し、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」、「介護サービス施設整備等アンケート調査」を行ったほか、第8期事業計画（素案）を公開し、パブリックコメントを募集することで、第8期事業計画に広く住民の意見を反映するよう努めました。

5 計画策定後の点検体制（計画の進行管理等）

第8期事業計画の作成にあたっては、第7期事業計画の進捗管理（PDCA サイクル）において把握された地域の課題や解決方法を踏まえながら、関係者と議論し、認識を共有・考察を行い、第8期事業計画に反映することが求められます。

また、令和7（2025）年に向けた地域包括ケアシステムの推進や各種課題に対応するとともに、その先の令和22（2040）年を見据え、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を図るために、自立支援や介護予防・重度化防止に向けた施策の充実が求められます。

このことから、中長期的な視野を持ち、その上で各年度においてその進捗状況等を専門部会に報告するとともに、関係機関や専門職と連携を図り、施策の実績評価を行います。介護給付費だけではなく、高齢者の生きがいづくりや介護予防事業など地域支援事業費も含めた評価を行うことで、高齢者保健福祉の推進と介護保険制度の円滑な運営、計画の推進状況等について審議します。

6 他計画との関係性

1 北海道の計画

北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道地域ケア体制整備構想」、「北海道医療計画」、「北海道保健医療福祉計画」等と調和を図り、近隣市町村と広域的な連携・協力を図り、施策の推進にあたります。

2 本市の他計画

本計画は、本市の最上位計画である「第5期恵庭市総合計画」（以下、「総合計画」という。）で目指すまちづくりの姿や視点に基づく基本目標や重点施策などを踏まえて策定します。

また、「恵庭市都市マスタープラン」や「恵庭市地域福祉計画」、「恵庭市障がい福祉プラン」、「恵庭市健康づくり計画」、「恵庭市地域防災計画」、「恵庭市水防計画」、「恵庭市住生活基本計画」等とも整合性と連携を図り策定します。

7 関係部局相互間の連携

本計画の推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて極めて重要であり、庁内一丸となって取り組むことが求められます。保健福祉部局のほか、企画や総務、防災、交通部局等の関係部局と連携を図るとともに、計画の推進にあたっては、相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めます。